

みどり戦略学生チャレンジ東北ブロック実施要領

1 趣旨

農林水産省では、2050 年に向けて、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための新たな政策方針として、2021 年に「みどりの食料システム戦略」を策定し、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の環境負荷低減の取組を推進することとしている。

「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、東北農政局管内の大学生や高校生等の個人・グループがみどりの食料システム戦略に基づいた活動を実践する機会として「みどり戦略学生チャレンジ東北ブロック」を実施する。

これにより、大学生や高校生等の若い世代に「みどりの食料システム戦略」に基づく活動の裾野を広げるとともに、学生による主体的な取組を促し、将来に向けた持続可能な食料システムの構築を目指す。

2 実施概要

(1) 東北ブロック大会

東北農政局管内の、学生等による「みどりの食料システム戦略」に基づく取組の成果を募集し、審査・表彰を行う。

(2) 全国大会への出場者

ア 東北ブロック大会における取組成果の中で特に優れたものを全国大会への出場者とする。

イ 全国大会への 3 (1) に定める各部門毎の出場枠は、少なくとも 1 枠とする。

ウ ただし、他の農政局等が主催する地方ブロック大会に比して取組報告数が多い場合には、「ドント方式」により、取組報告数に応じて出場枠を追加することとする。

3 応募資格

(1) 部門の設置

高校と大学・専門学校では、学習・研究内容の専門性や学生が利用できる施設・設備に差があることから、「高校の部」と「大学・専門学校の部」を設け、以下の者を応募の対象とする。なお、応募の対象は、農業高校、農業大学校等の農業に係る教育機関に属する学生に限らない。

ア 高校の部

高等学校、高等専修学校、高等専門学校（3 年生以下）の学生その他 9 に規定する事務局が認める者により構成されるグループ又は個人。

イ 大学・専門学校の部

大学、短期大学、専門学校、高等専門学校（4 年生以上）の学生その他 9 に規定する事務局が認める者により構成されるグループ又は個人。

※高等学校、高等専修学校、高等専門学校（3 年生以下）の学生と、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校（4 年生以上）の学生が混成するグループについては「大学・専門学校の部」に応募することとする。

(2) 参加形式

学校の授業内の課題・研究、部活動、ゼミ・サークル活動等の取組や、学校の垣根を超えたグループによる取組についても応募可能とする。

4 取組内容

「みどりの食料システム戦略」に基づいた取組（調達、生産、加工・流通、消費に係る取組）とする。なお、過去の受賞歴や未発表・既発表は問わないが、過去に「みどり戦略学生チャレンジ東北ブロック」に応募した経験がある者が、過去の応募時と同じ取組について再度応募する場合は、当該応募に際して新たに得られた成果を必ず含めることとする。

5 応募方法

(1) 参加登録

応募しようとする者は、9に規定する事務局が定める期日までに、事務局が定める方法により参加の登録を行う。

(2) 取組報告

参加の登録をした者は、9に規定する事務局が定める期日までに、取組の成果をポスターの形式にまとめ、事務局に提出する。

6 審査

(1) 審査方法

ア 審査委員会を設置し、取組内容について、下記審査基準に基づき審査を実施する。

なお、審査委員会による審査内容は非公開とする。

イ 審査基準は以下のとおりとする。

【審査基準（①・②は必須項目）】

- ① 「みどりの食料システム戦略」に関連する取組であること [みどり戦略との関連性] (必須)
 - ② 異なる価値観を排除するものではないこと [多様な価値観の受容] (必須)
 - ③ 学生が主体的に取り組んでいること [自主性] (10 点)
 - ④ 「みどりの食料システム戦略」に基づく、食料・農林水産業の持続可能性に係る課題解決に寄与する取組であること [課題解決性]
 - (ア) 「みどりの食料システム戦略」への貢献性 (10 点)
 - (イ) 取組の計画の妥当性 (10 点)
 - (ウ) 取組の実効性 (10 点)
 - (エ) 汎用性 (10 点)
 - (オ) 取組の達成度 (10 点)
 - ⑤ 学外のステークホルダーとの関係性やつながりのある取組であること [関係性・つながり] (5 点)
 - ⑥ 革新性や独創性のある取組であること [革新性・独創性] (5 点)
 - ⑦ 気候や特産物、文化等の地域の特徴や強みを生かした取組であること [地域性] (5 点)
 - ⑧ 自らの取組を評価し、持続可能な食料・農林水産業の実現に向けて、取組の改善点や次のステップを明確にしていること [発展性] (5 点)
- (合計最大 80 点)

(2) 審査委員会

審査委員会の設置については、別に定める。

7 大会運営

大会運営（表彰、交流会等）の詳細については、別に定める。

8 応募者の情報の取扱いについて

応募者の情報（氏名（学校名等）、取組成果等）については、報道機関に公表するほか、農林水産省ホームページ、公式 YouTube チャンネル、公式 SNS、農林水産省の様々な展示イベント等で発信する。

9 事務局の設置

（１）「みどり戦略学生チャレンジ東北ブロック」の事務局は、東北農政局企画調整室及び経営・事業支援部経営支援課において担当する。

（２）本要領に定めるもののほか、「みどり戦略学生チャレンジ東北ブロック」の運営のために必要な事項については事務局が定める。

＜応募における注意事項＞

応募者は取組の報告にあたり、以下の注意事項を理解、同意し提出するものとする。

- ・ 応募ポスターの著作権は応募者に帰属する。ただし、事務局及び事務局の許可した団体は、応募者の許諾を要することなく、応募ポスターを公開、編集及び利用することができる。
- ・ 応募ポスター自体やそれに使用される素材（イラスト・写真等）は、応募者自らが創作して著作権を有しているか、使用素材の著作権者からの許諾（国外での使用も含む）を受けたものに限る。
- ・ 応募ポスター内に自ら撮影した写真や動画を使用する場合は、被写体（個人が容易に特定し得る通行人も含む）に、撮影の承諾を得るか、個人を特定できないよう配慮した上で応募しなければならない。未成年者が映っている場合には、それぞれの親権者又は保護者から承諾を得ていなければならない。
- ・ 万一、第三者から著作権、肖像権等の権利侵害、損害賠償などの主張がなされた場合は、事務局は一切の責任を負わない。
- ・ 応募ポスターの内容が公序良俗に反する内容又は政治目的、宗教勧誘、特定の商品の広告目的などの宣伝若しくは勧誘を意図する内容であると事務局が判断した場合は、審査の対象外とする。
- ・ 受賞後であっても、虚偽の事実や不正が存在すると事務局が判断した場合は、受賞を取り消す。